平成２２年（フ）第１５５号
石川県加賀市山中温泉長谷田町ト381　ポライトリーＴ・Ｙ201号室、住民票上の住所石川県加賀市山中温泉上原町ワ409番地
債務者　井川亜希子（旧姓新出）
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月14日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第７７０号
静岡県磐田市二之宮東21番地４
債務者　米田三枝子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第３号
熊本県球磨郡錦町大字木上東４番地
債務者　葉山　龍一
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２３年（フ）第７号
熊本県人吉市下原田町字堀久保園122番地１、住民票上の住所熊本県人吉市下原田町字西門54番地
債務者　松本　年史
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午前10時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２２年（フ）第８５５号
静岡県焼津市五ヶ堀之内287番地の26
債務者　野田　博行
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９４９号
静岡県島田市若松町2498番地の18
債務者　片桐佳世子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６５４６号
東京都板橋区西台３丁目45―11―202
債務者　森岡　和子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月21日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６０号
石川県小松市末広町247番地　あけぼの荘５号、従前の住所石川県小松市西軽海町３丁目70番地
債務者　池田　利孝
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月21日午前11時
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第５０２号
静岡県島田市井口362番地　Ｓｕｒｐｌｕｓアムール202号室、旧住所静岡県島田市阪本3220番地の３
債務者　勝又　君子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７３８号
静岡市葵区川辺町１丁目１番25号
債務者　立川　実保
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７８２号
静岡市葵区籠上９番52―103号
債務者　大石　隆志（旧姓水上）
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８８３号
静岡市駿河区みずほ２丁目６番地の７　ペアファームみずほ５号
債務者　小浜　美有
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９０５号
静岡市葵区羽高18番地　羽高団地13棟369号
債務者　平木　英晴
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７４４号
静岡市葵区田町３丁目８番地の７
債務者　遠藤　菊枝
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部